



● ● ● エネ革税制の即時償却が存続、 ● ● ● 企業の設備投資前倒しも ● ● ● 後継措置のグリーン投資減税も創設、1年間は両制度併存

当初の平成23年度税制改正法案では、エネ革税制の即時償却を廃止する一方、エネ革税制の後継措置として、対象設備の大部分が重なる「グリーン投資減税」が創設されることになっていたが、結局はグリーン投資減税が創設されるとともに、エネ革税制の即時償却も存続することとなった。

即時償却が認められるエネ革税制に対し、グリーン投資減税は「30%の特別償却又は法人税額の7%特別控除」であることから、エネ革税制の即時償却制度が存続する24年3月末までに設備投資を前倒しで実施する企業も出てきそうだ。

グリーン投資減税のみ適用の設備も

今回の平成23年度税制改正法案の見直しでは、大部分の租税特別措置が当初の平成23年度税制改正法案どおりに改正（拡充・延長、縮小・廃止）が行われることとされる一方、租税特別措置のうち、法人税課税ベース拡大など「税制抜本改革」に関連するものは、今回は改正が見送られることとなった（本誌407号9頁参照）。

後者にはたとえば「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」が該当することに疑問の余地はないが、その一方で、当初の改正法案どおり廃止されるのか、あるいは存続するのか、その行方が注目されていたのが、エネルギー需給構造改革推進

投資促進税制（以下「エネ革税制」という）の即時償却だ。これは、当初の改正法案では、平成23年3月31日をもって期限切れとなるエネ革税制の即時償却を廃止する代わりに、エネ革税制の後継措置として、対象設備の大部分が重なる「グリーン投資減税」が創設されることになっていたため。すなわち、新旧2つの制度が併存するという事態を回避するため、エネ革税制は予定どおり廃止されるものとみられていた。

しかし、結論としては、グリーン投資減税が創設されるとともに、エネ革税制の即時償却制度も平成24年3月31日（同日までに取得等し、取得等から1年以内に事業供用）まで存続することとなった。

対象設備の大部分が重なる両制度の最大の違いは、減税幅だ。即時償却が認められるエネ革税制に対し、グリーン投資減税は「30%の特別償却又は法人税額（所得税額）の7%特別控除（中小法人）」にとどまっている。エネ革税制の即時償却が来年度以降も存続する保証がないなか、対象設備の取得等を、即時償却が使える今年度中に前倒しする企業も出てきそうだ。

ただし、エネ革税制とグリーン投資減税では一部対象設備が異なっており、グリーン投資減税のみ適用対象となっているものもあるので留意したい（グリーン投資減税の対象設備は398号7頁参照。正式には法律公布後、告示される）。